

平成21年10月1日

総務省

アナログ放送終了リハーサル推進委員会

## 「アナログ放送終了リハーサル」における完全停波等の日時決定

-石川県珠洲中継局を平成22年7月24日正午に完全停波-

総務省では、関係者とともにアナログ放送終了リハーサル推進委員会を設置し、石川県珠洲市においてアナログ放送終了リハーサルを実施中です。

このたび、平成22年1月22日正午から1月24日正午までの間、珠洲中継局から放送しているアナログ放送を休止又は停波するとともに、平成22年7月24日正午に完全停波をすることとしましたので、お知らせします。

地上テレビ放送は、平成23年(2011年)7月24日に、アナログ放送を終了し、デジタル放送に完全移行します。

総務省では、関係者とともに、このアナログ放送が終了するということを国民に明確にご理解いただくとともに、アナログ放送終了にあたっての諸課題を抽出し、必要な対応を明らかにするために、アナログ放送終了リハーサルに取り組んでいます。本年3月にアナログ放送終了リハーサル推進委員会を設置し、4月にリハーサルの実施地を石川県珠洲市に決定するとともに、7月には珠洲中継局のアナログ放送を1時間休止しました。

このたび、平成22年1月22日正午から1月24日正午までの間、珠洲中継局から放送しているアナログ放送を休止又は停波（以下「長時間休止等」という。）するとともに、平成22年7月24日正午に完全停波をすることとしました（別紙1参照）ので、お知らせします。

また、長時間休止等の実施までに、対象地域において十分な周知を実施する（別紙2参照）とともに珠洲中継局エリア（珠洲市及び能登町の一部）でアナログ放送を視聴している世帯・事業所を対象に、簡易デジタルチューナーの貸与を行います（別紙3参照）。

なお、珠洲市におけるケーブルテレビ加入者については、長時間休止等及び完全停波にかかわらず、能越ケーブルネット株式会社が「デジアナ変換」送信を行う予定であり、アナログテレビでのデジタル放送視聴が可能となる予定です。

（参考 URL）

「「アナログ放送終了リハーサル」実施地域の決定」（平成21年4月6日 報道資料）

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/02ryutsu09\\_000009.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu09_000009.html)

「アナログ放送終了リハーサル」におけるアナログ放送の一時休止日時の決定（平成21年5月29日 報道資料）

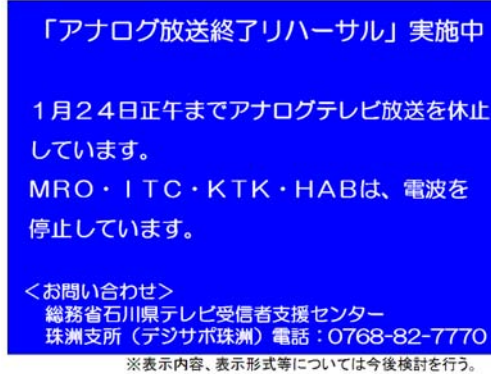
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/02ryutsu09\\_000023.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu09_000023.html)

[担当] 情報流通行政局地上放送課  
三田企画官、原田課長補佐  
電話：（代表）03-5253-5111（内線5791）

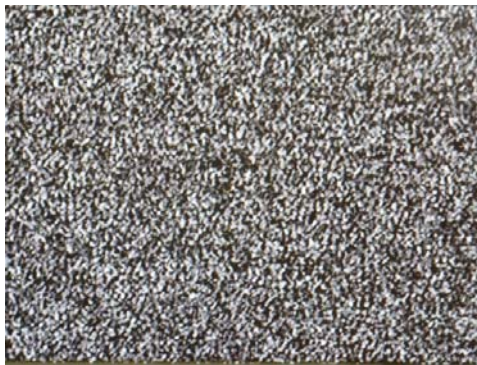
珠洲中継局エリアでアナログ放送を電波で直接受信している場合の  
テレビ画面イメージ

1. 平成22年1月22日正午～1月24日正午

(1) NHK総合及びNHK教育の画面



(2) MRO、ITC、KTK及びHABの画面



2. 平成22年7月24日正午～

全てのアナログ放送(NHK総合、NHK教育、MRO、ITC、KTK  
及びHAB)の画面



\* 平成22年7月24日正午の完全停波は珠洲中継局のほか珠洲若山中継局など  
珠洲市内の全てのアナログ中継局で実施予定。

## アナログ放送の長時間休止等に向けた周知の取組

1. 戸別訪問  
珠洲中継局のアナログ放送を直接電波で受信している世帯に対して、戸別訪問を行う。
2. テレビ放送  
テレビ放送に字幕スーパーで告知を行う。
3. 説明会・相談会  
住民及び区長会等への説明会・相談会を開催する。
4. 広報誌  
地元地方公共団体のご協力を得て、地元地方公共団体が発行する広報誌に掲載する。
5. お知らせ配布  
お知らせのチラシを対象世帯に配布する。
6. 回覧板  
地元地方公共団体のご協力を得て、町内会等の回覧板により周知を行う。
7. 町内会掲示板  
地元地方公共団体のご協力を得て、町内会等に設置されている掲示板に「お知らせ」ポスターの掲示を行う。
8. 広報車  
地元地方公共団体のご協力を得て、地元地方公共団体の広報車により周知を行う。
9. 視覚障害者への電話  
視覚障害者の方に対して、電話により個別に連絡を行う。
10. ケーブルテレビ  
ケーブルテレビ事業者のご協力を得て、ケーブルテレビの自主チャンネル等で周知を行う。

アナログ放送終了リハーサル実施対象地域における  
簡易デジタルチューナーの貸与基準等

1. 貸与するもの  
簡易デジタルチューナー  
(平成19年12月25日 地デジ完全移行に向けた「簡易なチューナー」の仕様ガイドラインを踏まえたチューナー)  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2007/071225\\_7.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/071225_7.html)
2. 貸与の実施主体  
総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）  
窓口：デジサポ珠洲  
電話：0768-82-7770  
<http://www.digisuppo.jp/index.php/branch/suzu/52/>  
(参考)平成22年4月1日以降は、貸与の実施主体が、デジサポから珠洲市及び能登町に変更になる予定です。
3. 貸与開始（予定）  
平成21年11月中旬
4. 貸与の方法  
平成21年10月中旬から、デジサポ珠洲が貸与対象者を訪問し、希望調査を行う予定。その後、平成22年1月21日までに、簡易デジタルチューナーの貸与を行う予定。
5. 貸与対象地区  
珠洲中継局エリア（珠洲市及び能登町の一部）
6. 貸与台数の上限  
各世帯への貸与台数の上限は、使用しているテレビの状況等により、次の表中の台数とする。

		デジタル受信機保有台数＋ ケーブルテレビ接続アナログテレビ台数				
		0台	1台	2台	3台	4台以上
使用している テレビの総台数	0台	－	－	－	－	－
	1台	1台	－	－	－	－
	2台	2台	1台	－	－	－
	3台	3台	2台	1台	－	－
	4台以上	4台	3台	2台	1台	－

注1：上表で「デジタル受信機」とは、地上デジタル放送が受信可能なデジタルテレビ、デジタルチューナー及びデジタルチューナー内蔵録画機をいう。

注2：貸与は世帯への貸与を原則とするが、ケーブルテレビに加入していない事業所がアナログテレビを保有している場合には1台貸与する予定。

注3：簡易デジタルチューナーの貸与台数の総数は8千台以内とし、貸与申請数の合計がこれを上回る場合には、上表にかかわらず、優先順位をつけて8千台以内で貸与を行う予定。

(参考)

アナログ放送終了リハーサル推進委員会 名簿

(敬称略・五十音順)

浅見 洋	(社)日本CATV技術協会 副理事長
石橋 庸敏	(社)日本ケーブルテレビ連盟 副理事長
○ 稲葉 悠	全国地上デジタル放送推進協議会 総合推進部会長
岡村 憲優	(社)電子情報技術産業協会 デジタル放送特別委員会委員長
木村 政孝	(社)デジタル放送推進協会 理事
関 祥行	(株)フジテレビジョン 取締役
高嶋 光雪	(社)デジタル放送推進協会 専務理事
○ 土屋 円	全国地上デジタル放送推進協議会 総合推進部会副部会長
根岸 豊明	日本テレビ放送網(株) メディア戦略局次長
浜口 哲夫	(社)デジタル放送推進協会 常務理事
浜田 泰人	日本放送協会 技術局 送受信技術センター長
福田 俊男	(社)日本民間放送連盟 地上デジタル放送特別委員会デジタルテレビ放送 専門部会長
松下 康	地上デジタル推進全国会議 企画運営分科会副座長
三宅 誠一	(株)テレビ東京 上席執行役員 経営戦略局長
山本 喜寛	(社)電子情報技術産業協会 デジタル放送特別委員会副委員長
吉田 博史	総務省 情報流通行政局 地上放送課長

\*平成21年3月11日設置。○印は、共同委員長